

# 日本共産党 週刊市議会報告

2014年12月22日第1312号  
【発行】  
日本共産党浦安市議団  
市役所内控え室(議会棟1階)  
☎&FAX (350)1243



子育ても老後も安心  
住み続けたい浦安を



市議会議員  
元木美奈子

入船 4-37-14  
☎355-8526  
minamonton@  
jcom.home.ne.jp



市議会議員  
美勢 麻里

北栄 2-3-16-203  
☎354-9269  
m5mise@jcom.  
home.ne.jp

## 子ども・子育て 支援新制度

# 日本共産党 12月議会 条例に反対 保育に格差を持ち込む!

幼稚園  
3歳  
~  
5歳

認定子ども園 満3歳以上、3歳未満の保育が必要な子ども			
①幼保連携型 認可保育所 認可幼稚園	②保育所型 認可保育所 幼稚園機能	③幼稚園型 認可幼稚園 保育所機能	④地方裁量型 保育所機能 幼稚園機能 (両方無認可)
入所一保護者と施設の直接契約 保育料徴収は施設ごとに行う 保育士・幼稚園教諭の免許一本化等の在り方検討			

公立・私立  
保育所  
0歳~5歳  
浦安市が  
実施

多様な施設に多様な基準

地域型保育			
小規模保育 6人から19人	家庭的保育 (保育ママ) 5人以下	居宅型訪問保育	事業所内保育

しかし、子どもの保育に格差を持ち込み、保育を市場に委ねるといふ制度の本質は変わっていません。保育所は浦安市が実施し、それ以外は利用者として施設が直接契約します。施設によって基準も別々に作られるため、職員配置や保育室の面積等が異なることになり、保育環境や保育条件に格差が生まれてしまいます。

新制度の最大の特徴は、市町村によって保育を提供する保育所制度を後退させ、介護保険をモデルに利用者と事業者の直接契約を起点にする仕組みに切り替えることによって、保育の「サービス産業化」を進めるものです。  
2012年8月、社会保障と税の一体改革の一環として、消費税増税とセットで子ども・子育て(新システム)関連3法が成立しました。このシステムには保育関係者だけでなく、研究者や弁護士団体からも反対の声が上がり、運動が広がったことで、現行保育制度の基本である「市町村の保育実施責任」を保育所については残すことができました。

## 「ねらいは保育の サービス産業化」

新年度から、保育所と幼稚園の制度を戦後初めて大きく変える「子ども子育て新制度」がスタートします。  
12月議会には実施に向けて必要な条例が3本提案されましたが、日本共産党は次のような理由で反対しました。

# 市は裁量権をいかした制度設計を!



## 保育料負担はどうなる?

### 8園を浦安市立幼稚園型認定こども園に移行

3~5 歳児	●若草●みなみ●美浜南●美浜北
4・5歳児	●舞浜●明海●北部

### 市立認定こども園の保育時間

1号認定	教育時間:午前9時~午後2時
2号認定	午前7時30分~午後6時30分
	保育必要量に応じて短時間(1日8時間)までと標準時間(1日11時間)までの保育
預かり保育	教育時間内の一時預かりも実施

浦安市は、新年度から公立幼稚園8園を認定こども園(幼稚園型認定こども園)に移行する方針です。子どもの施設を社会構造の変化に合わせて再編することは一理あり、現に学校教育法に基づく学校の一つである幼稚園で、就労支援機能を有する預かり保育が広がっている現状からすれば、幼稚園型認定こどもの導入は保護者の願いに一定、答えたものです。

### 待機児解消を地域型保育と認定こども園に依存

しかし、新制度は定員割れの幼稚園を活用して待機児童対策を進める狙いもあります。

日本共産党の質疑に対して「3歳児については解消に寄与することになる」ことを認めましたが、新制度は、0、1、2歳は地域型保育で解消することをねらい創設されています。

地域型保育はビルやマンションの一室を使用し、保育士資格者の配置比率等によってタイプが分かれますが、現在の認可保育所の基準を大きく下回っています。

子どもが安心して生活できるように、待機児解消は認可保育所の増設・新設で対応すべきであり、認定こども園を待機児解消策の一つにすることは賛同できません。

### 保育士の非正規化が進む

認定こども園は直接契約と利用者へ給付費(補助金)の支給という仕組みで保育の市場化に最も適切な仕組みです。保育が市場化すると「選択と競争」が生まれ、いかに生き残るかが経営者の関心事になり、人件

費の抑制が生まれやすくなり、保育者の経験の蓄積が難しく、専門性が薄れることとなります。保育の質は保育者の経験が重要な要素です。

### 保育料が高くなる!? 追加徴収・上乗せ徴収も

新制度では保育料以外の上乗せ徴収や実費徴収が認められているため、今後の保育料負担と保育料以外の負担額はどうなるのか、市はこれまで国の徴収基準よりも減額した基準としていますが、今後、負担増が見込まれる世帯への軽減措置は行わないかなど市は議会で明らかにしませんでした。

また、認定された保育時間を超えた延長保育の運用は、市立認定こども園では実施しない方針ですが、それで保護者の希望に答えられるのか、認定こども園移行に合わせた職員確保や教材準備、職員研修等の在り方など、今後の対応も明確にしないまま、3月施行は間近です。

日本共産党は「新制度は介護保険に比べ、自治体に裁量権が委ねられている制度でもある。」と主張し、市が国の枠にしばられることなく、新制度の弊害を緩和する立場にたった運用をするよう求めました。